

平成31年度第3回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会

- 日 時 平成31年4月11日（月）午後6時30分～午後7時
- 場 所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 出席委員 石ヶ森委員，上原委員，片桐委員，佐藤（貴）委員，佐藤（洋）委員，
宮嶋委員（五十音順）
- 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長，門脇主幹
こども事業係 工藤補佐，木脇係長，今田主査，山川
- 傍聴者 0名
- 議事概要

【議事】

審議事項

（1）「放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針（案）について」

※事務局から資料1「放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針（案）」に基づき説明。

（部会長）	「放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針（案）」について、意見等はあるか。
（各委員）	意見なし。
（部会長）	「放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針（案）」については、事務局案のとおりとする。

（2）放課後児童健全育成事業に関する本市が定める基準について

※事務局から資料2「放課後児童健全育成事業に関する本市が定める基準について」に基づき説明。

（委員）	資格要件について、教員免許の更新講習を受講していない方は、放課後児童健全育成事業に従事することができるのか。
（事務局）	更新講習を受講していない方についても、放課後児童健全育成事業に従事することはできる。
（委員）	保育士や教員免許以外には、どのような資格を有している人が放課後児童健全育成事業に従事することができるのか。
（事務局）	放課後児童健全育成事業に従事できる者は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等で2年以上児童福祉事業に従事したもの ・幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ・学校教育法の規定による大学において，社会福祉学，心理学，教

	<p>育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の規定による大学において，社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより，同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者 ・学校教育法の規定による大学院において，社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・外国の大学において，社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校卒業者等であり，かつ，2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって，市長が適当と認めたもの <p>なお，都道府県知事が行う研修については，平成 32 年 3 月 31 日までは，経過措置として修了することを予定している者を含むこととされている。</p>
(委員)	看護師等の医療系の資格は入っていないのか。また，年齢要件はあるのか。
(事務局)	看護師等の医療系の資格は入っておらず，年齢要件はない。
(委員)	看護師や作業療法士など，医療系の資格を有している方の活用を検討しても良いのではないか。
(事務局)	<p>放課後児童健全育成事業に従事できる者は，国から従うべき基準として示されたものを基に定めている。</p> <p>看護師等の医療系の資格を有している方に限らず，放課後児童健全育成事業に従事できる資格を有していない方は，市長が指定する研修を受講することで，補助員として従事することが可能となっている。</p>
(委員)	現状で補助員として勤務している方はいるのか。
(事務局)	<p>それほど多くはないが，補助員として勤務している方はいる。</p> <p>なお，放課後児童クラブには 2 人以上の支援員を配置する必要があるが，2 人とも補助員とすることはできず，最低でも 1 人は支援員を配置しなければならない。</p>
(部会長)	「放課後児童健全育成事業に関する本市が定める基準について」は，事務局案のとおりで良いか。
(各委員)	異議なし。
(部会長)	<p>「放課後児童健全育成事業に関する本市が定める基準について」は，事務局案のとおりとする。</p> <p>本件に対する答申について，事務局で答申案を作成したが，答申案について意見はあるか。</p>

(各委員)	意見なし。
(部会長)	答申については、事務局案のとおり決定して良いか。
(各委員)	異議なし。
(部会長)	それでは、答申については、事務局案のとおり決定する。

【その他】

今回の審議を踏まえ、「放課後児童クラブの運営の在り方に関する方針」を策定し、方針に基づいて今後、事務局で関係者への周知や事業の公募に向けた準備を進めることを説明し、閉会した。